

■ 特別徴収初年度と翌年以降の徴収方法

	〈初年度〉					〈2年目〉					
徴収方法	普通徴収		特別徴収								
	前半		後半			仮徴収			本徴収		
時期・年金支給月	1期 (6月末)	2期 (8月末)	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	公的年金に係る年税額の4分の1	公的年金に係る年税額の4分の1	公的年金に係る年税額の6分の1	公的年金に係る年税額の6分の1	公的年金に係る年税額の6分の1	前年度の公的年金に係る年税額の6分の1	前年度の公的年金に係る年税額の6分の1	前年度の公的年金に係る年税額の6分の1	(公的年金に係る年税額－仮徴収額)の3分の1	(公的年金に係る年税額－仮徴収額)の3分の1	(公的年金に係る年税額－仮徴収額)の3分の1
例	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円
	年税額60,000円の場合					年税額66,000円の場合					

■ 1月2日から3月31日までに転出された場合の徴収方法

現年度(小川町で課税)					翌年度(転出先市区町村で課税)		
特別徴収			普通徴収				
仮徴収			後半		前半		
4月	6月	8月	3期(10月末)	4期(1月末)	1期(6月末)	2期(8月末)	
転出後も8月までは継続して徴収されます。			10月以降は普通徴収に切り替わるため、納付書で納めていただきます。		転出先の市区町村から普通徴収で課税されます。		

■ 4月1日から1月1日までに転出された場合の徴収方法

現年度(小川町で課税)					翌年度(転出先市区町村で課税)		
特別徴収					普通徴収		
仮徴収			本徴収		前半		
4月	6月	8月	10月	12月	2月	1期(6月末)	2期(8月末)
転出後も2月までは継続して徴収されます。					転出先の市区町村から普通徴収で課税されます。		